**平成２１年（フ）第３７号**
新潟県長岡市栖吉町1756番地12
破産者　佐藤　栄子
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２０年（フ）第３４４号**
富山市太田56番地の１、商業登記簿上の本店所在地富山市本郷町232番地
破産者　株式会社ナカダ組
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

**平成１７年（フ）第２５６号**
埼玉県入間郡三芳町竹間沢326番地９、申立時の住所富山県西砺波郡福岡町大滝188番地
破産者　株式会社金剛（申立時の商号株式会社ウェーブ二十一）
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２０年（フ）第７８号**
長野県岡谷市塚間町２丁目４番17号
破産者　有限会社岡谷鉄工
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２１年（フ）第１５号**
長野県諏訪郡原村11224―35
破産者　有限会社基工サクライ
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

**平成１８年（フ）第２３７号**
三重県伊賀市上野徳居町3284番地
破産者　岡村燃料株式会社
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

**平成２０年（フ）第４６号**
和歌山県新宮市下田１丁目９番52号
破産者　旭建商株式会社
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２０年（フ）第４７号**
和歌山県新宮市千穂２丁目２番15号、住民票上の住所和歌山県新宮市下田１丁目９番52号
破産者　下村　喜信
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２１年（フ）第１８７号**
宮崎市高岡町浦之名字赤谷4387番地の２
破産者　有限会社ナカヒロ商事
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１８８号**
宮崎県宮崎市大字糸原2570番地１
破産者　株式会社倉岡建設
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２０年（フ）第５６６号**
大分市大字光吉741番地の２
破産者　平田　豊太
1　決定年月日　平成21年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２０年（フ）第１０３９号**
福岡市西区横浜３丁目２番23―102号
破産者　山田　慶樹
1　決定年月日　平成21年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第５５０号**
福岡県福津市中央２丁目22番11号
破産者　渡　　真也
1　決定年月日　平成21年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２０年（フ）第２７４１号**
福岡市東区和白５丁目４番60―301号
破産者　木村　一徳
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２０年（フ）第１８０号**
山形県寒河江市元町３丁目３番地の19、開始決定時の住所山形県西村山郡大江町大字左沢3002番地の６
破産者　櫻井　勝巳
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第３３７号**
山形県上山市南町４番20―10号、開始決定時の住所山形市江俣３丁目17番23号
破産者　浅野マツエ
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第４８６号**
山形市鳥居ケ丘１番48号　岡崎アパート202号、開始決定時住所山形市和合町１丁目６番20―８号
破産者　川崎厚津子
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第４８７号**
山形市鳥居ケ丘１番48号　岡崎アパート202号、開始決定時住所山形市和合町１丁目６番20―８号
破産者　川崎　俊英
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第４９３号**
山形県寒河江市大字寒河江字塩水59番地の６
破産者　清野　正博
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４８号**
山形県西村山郡大江町大字本郷丁197番地の２
破産者　木村　芳昭
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部